

財形年金預金「ワイド型」

(2021 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名と概要	財形年金預金（積立定期預金） （愛称：財形年金貯蓄「虹の預金（ワイド型）」・・・財形年金預金「ワイド型」） 財形年金は、財形住宅と合わせて 550 万円まで非課税となります。非課税のメリットを活かして、将来の資金づくりができます。
2. ご利用いただける方	・ 当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に勤務されている勤労者の方 ・ 新規契約は 55 歳未満の方 なお、勤労者 1 人 1 契約に限られているため、他の金融機関と複数の契約はできません。
3. 期間	・ 積立期間 5 年以上とし、毎年定期（1 回以上）に積み立てていただきます。 ・ 年金受取開始日までに、積立終了日から 6 か月以上 5 年以内の据置期間が必要です。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	毎月の給与および夏季・年末一時金からの天引きによるお積み立て
(2) お預け入れ金額	1 回当たり 1,000 円以上
(3) お預け入れ単位	1,000 円単位
5. 払い戻し方法	・ 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。 ・ 満 60 歳以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり年金としてお支払いいたします。 ・ お受け取りは、毎月、2 か月ごと、3 か月ごと、4 か月ごと、6 か月ごと、1 年ごと（支払周期）から選択することができ、ご指定の口座（労働金庫の口座に限ります）をお振り込みいたします。 ・ 受取日は 1～28 日の任意の日をご指定できます。
6. 利息	
(1) 預入商品・適用金利	・ 各預入時に、ワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。 ・ 年金元金計算日（年金支払開始日前のあらかじめ指定された支払周期を遡った応当日）前 1 年ごとの応当日を「まとめ日」とします。 ・ ワイド定期は、預入日から 3 年後応当日を最長預入期限、預入日から 2 年を超えて 3 年以下の間にあるまとめ日を満期日とします。預入日から年金元金計算日までの期間が 3 年以下となる場合は、年金元金計算日を満期日とする以下の定期預金・利率を適用します。

(1) 預入商品・適用金利	<table border="1" data-bbox="587 165 1434 331"> <tr> <td>預入期間1年以上3年以下</td><td>預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。</td></tr> <tr> <td>預入期間1年未満</td><td>スーパー定期でお預かりし、財形年金預金「スーパー型」の利率を適用します。</td></tr> </table> ・ まとめ日において満期日の到来した預入をワイド定期に一口にとりまとめて継続し、当該まとめ日における財形年金「ワイド型」の利率を適用します。	預入期間1年以上3年以下	預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。	預入期間1年未満	スーパー定期でお預かりし、財形年金預金「スーパー型」の利率を適用します。																
預入期間1年以上3年以下	預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、財形年金預金「ワイド型」の利率を適用します。																				
預入期間1年未満	スーパー定期でお預かりし、財形年金預金「スーパー型」の利率を適用します。																				
(2) 利払い方法	年金支払日に元金とともにお支払いいたします。																				
(3) 計算方法	ワイド定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で1年ごとの複利）あるいはスーパー定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で単利）での計算方法を適用します。																				
7. 税金	・ 財形住宅と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計550万円までの利息が非課税となります。 ・ 非課税限度額を超過した場合（超過前の預入金に係る利息も含みます。）は、その後に発生する利息はすべて20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）となります。 ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・ 年金としての受け取り以外の目的で払い戻しの場合は全額解約となり、原則解約日以前5年以内に支払われた利息および中途解約利息について課税されます。ただし、年金支払い開始以後5年超の場合には、中途解約支払利息のみに課税されます。																				
8. 付加できる特約条項	—————																				
9. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算します。 (1) ワイド定期の場合（1年複利計算） <table border="1" data-bbox="587 1485 1420 1722"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th><th>中途解約利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td><td>「2年以上」利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td><td>「2年以上」利率×50%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td><td>「2年以上」利率×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td><td>「2年以上」利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td><td>「2年以上」利率×90%</td></tr> </tbody> </table> ＊お預け入れ日から年金元金計算日までの期間が2年未満となる場合は、当金庫所定の財形年金「ワイド型」の「2年未満」利率を約定利率とします。 (2) スーパー定期の場合（単利計算） <table border="1" data-bbox="587 1865 1420 1968"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th><th>中途解約利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	「2年以上」利率×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上」利率×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上」利率×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上」利率×90%	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの期間	中途解約利率																				
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率																				
6か月以上1年未満	「2年以上」利率×40%																				
1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%																				
1年6か月以上2年未満	「2年以上」利率×60%																				
2年以上2年6か月未満	「2年以上」利率×70%																				
2年6か月以上3年未満	「2年以上」利率×90%																				
中途解約日までの期間	中途解約利率																				
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率																				
6か月以上1年未満	約定利率×50%																				

10. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。
11. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
12. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫 お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp
13. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時
14. その他参考となる事項	———

四国労働金庫